

## 1.2 荒瀬ダム撤去に至る経緯

荒瀬ダム撤去の経緯については、県議会定例会や記者会見等の内容を原則、原文のまま記載する。

### (1) 平成 14 年度のダム撤去の判断

平成 14 年 12 月 10 日 潮谷県知事県議会定例会答弁

藤本発電所・荒瀬ダムの問題について、県の考え方について順を追って御説明をさせていただきます。

まず、藤本発電所についての県の基本的な認識でございますけれども、戦後の電力不足の中で、県の昭和 29 年の発電事業の開始以来、企業や家庭の電力供給源として、本県経済の復興に大きく貢献し、その後も長期にわたりその役割を果たしてきたところでございます。

しかし、今日、電力需要の増大と発電方法の多様化によりまして、その役割は相対的に低下を続け、現在では、県内に占める電力供給の割合は、建設当初の約 16%から約 1%となっております。

その一方で、荒瀬ダムの河川環境に与える影響への懸念等が繰り返し御指摘をされてきているところでございます。

県といたしましては、今年度、こうした基本認識のもとで、平成 15 年 3 月 31 日の水利権の許可期限を見据えて、球磨川の管理者である国土交通省との協議、説明会の開催、そうしたことを通しまして地元坂本村への状況説明や意見聴取等を行いながら、電力供給の将来の見通し、50 年経過するダム及び発電所の施設や整備の耐久性と維持管理の必要性を踏まえ、電気事業経営についての検証、検討をこれまで重ねてきたところであります。

その結果、今後の取り組みのポイントとして、次の 3 点に整理をいたしました。

まず、第 1 点といたしまして、定期的な分解点検や改修によって機能を維持してきた発電機やダムゲートなどの主要設備が、今後 10 年前後には全面取りかえの時期を迎えることから、これに伴い 60 億円を超える費用が見込まれますほか、さらに堆砂、泥土の除去等の環境対策として多額の費用が必要と見込まれております。

一方で、電力自由化の中で、今後の電力収入はますます厳しいと見込まれることから、これらの巨額の費用の回収の見通しは極めて不透明でございます。

このことから、水力発電の自然エネルギーの活用としての意義は認めながらも、電気事業の経営のあり方として、今後 10 年を超える長期の事業の継続は困難であると判断しました。

次に、第 2 点として、発電事業を終了するとした場合、関連施設や設備の撤去のためには、現時点で考えられる技術手法等から積算して、約 47 億円の費用が見込まれます。

言うまでもなく、電気事業は独立採算性を前提とする公営企業であり、この撤去費用につきましては、県民からいただいた税金を投入することなく対処するということが原則です。加えて、現下の厳しい県財政の状況も十分に踏まえる必要があります。

この撤去費用を他の 7 つの発電所を含む電気事業全体の利益から捻出するためには、さまざまな仮定に基づく収支計算の結果として、今後 6 年間発電事業を継続した場合に、ぎりぎり何とか資金収支が均衡するとの見通しを得たところです。ただ、この 6 年間での収支均衡という

見通しはあくまでも仮定に基づく試算でありまして、公営企業の経営の健全性の確保という観点からは一定の幅を持って考える必要があります。

さらに、第3点として、九州電力との電力受給契約の問題、平成22年3月31日までの今後7年間残されているという状況があります。この点につきましては、今後関係方面とのさらなる協議が必要でございます。

これら3点に加え、先日の自民党県議団からいただきました提言を初めとするさまざまな御意見、地元坂本村の御意見、御要望等を総合的に判断し、藤本発電所・荒瀬ダムによる発電事業は、平成22年3月31日までの7年間の継続実施が適当であるとの結論に達しました。その後直ちに撤去に入りたいと考えております。

ただ、今後のさらなる経営努力に加えて、先日いただいた御提言にもあるとおり、荒瀬ダムに係る環境対策、撤去について、国に何らかの負担を求めるとなれば、さらなる収支の好転が見込まれますところから、今後とも県議会と十分に連携の上、国に対して必要な働きかけを行い、少しでも撤去の時期が早まるように努力してまいりたいと考えております。

なお、できる限り早急に県の説明責任を果たすために、この12日に地元で御報告、御説明の場を設定しているところでございます。

以上、この結論に沿って、今後実務的な整理を行わせ、水利権の更新申請を来年1月中旬までには行いたいと考えております。また、撤去の実施に際しましては、河川環境等への影響調査を初め、一定の期間が必要と見込まれますことから、来年度以降撤去工法等について綿密な詰めを行い、計画的かつできる限り円滑、迅速にダムの撤去を進めたいと考えております。

## (2) 平成20年度のダム撤去凍結の判断

平成20年6月17日 蒲島県知事県議会定例会答弁

先日の記者会見で、平成22年4月からの荒瀬ダム撤去の方針を凍結し、事業継続の方向で再検討の上、早急に結論を出したいという発表を行いました。

発表が余りにも唐突であったとの御批判をお受けしましたがけれども、平成22年3月末で荒瀬ダムの水利権の更新期限が到来し、平成22年4月からダム撤去に着手するというスケジュールを踏まえると、撤去すべきかどうかを県議会において議論していただくためには、むしろぎりぎりのタイミングであったと考えております。

具体的な方針変更の理由を御説明申し上げます。

第1点は、何よりも財政再建という観点からです。

今県の財政はとても厳しいものがあります。財政調整用4基金の残高が約53億円と枯渇寸前であり、従来どおりの財政運営を続ければ、来年度以降、毎年度450億円前後の財源不足が発生します。このままでは平成22年度に財政再生団体に転落しかねない危機的な状況にあります。このような県財政が厳しい中で、莫大な費用を使ってまで荒瀬ダムを今撤去する必要があるのか、むしろ有効に利用すべきではないかと考えました。

それから2点目の理由は、電気事業の将来見込みの観点からです。これには2つあります。

1つには、ダム撤去に関する費用が当初予想を大きく上回ることです。当初は、撤去費用47億円、管理・環境対策費用13億円、合計60億円と想定していました。しかし、撤去費用は護岸補修費用などの増加により47億円から54億円に、管理・環境対策費用は泥土処理費用の増

加などにより 13 億円から 18 億円、合計 72 億円を要する見通しとなり、当初予想を 12 億円も上回る見通しとなったことです。

その結果、内部留保資金では撤去費用を賄うことができないばかりか、他の発電所の維持管理費も賄えなくなり、このまま撤去を進めると、電気事業全体の存続を危うくするおそれがあります。また、内部留保資金が足りなければ、一般会計から電気事業会計へ資金を投入せざるを得ず、危機的な財政状況の中ではそれは難しいと考えています。

もう一つは、荒瀬ダムの撤去の決定があった平成 14 年当時と異なり、設備の更新費用、メンテナンス費用、さらには人件費など、発電に要する費用と適正な利益が売電料金にきちんと反映される、いわゆる総括原価方式、これが維持される見込みであり、公営電気事業としての経営の先行きに見通しが立ったことです。荒瀬ダムの事業を継続する場合は、発電所の水車発電機やダムのゲートなど更新費用に約 60 億円の投資が必要と見込んでいます。この更新費用は、九州電力への売電料金で確実に回収されることになります。

3 点目の理由は、本県の地球温暖化対策の観点からです。

世界的に化石燃料の枯渇が進行し、さらには原油価格の高騰によって、各国ともエネルギーの供給面の不安定さが一層増しています。さらに、現在では、来る 7 月に開催される洞爺湖サミットの主要議題の一つでもある地球温暖化問題という早急に対処が求められている地球規模の環境問題があります。

昨今、特に地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーを利用した水力発電の意義が大きくなっています。水力発電は、発電過程において二酸化炭素を排出せず、また、燃料である水を消費しない再生可能な純国産エネルギーです。

仮に、平成 20 年度、荒瀬ダムが撤去された場合、それを同程度の石油火力発電所で補うとするならば、二酸化炭素が約 5.2 万トン排出されることになります。これは、熊本県の全森林面積 46.4 万ヘクタールの約 4%に相当する 1.8 万ヘクタールの森林が吸収する二酸化炭素に匹敵するものです。

以上が私が方向を変更した理由でございます。

### (3) 平成 20 年度のダム存続の判断

#### 1) 平成 20 年 11 月 27 日 蒲島県知事記者会見

荒瀬ダムについて申し述べます。

私は去る 6 月 4 日、記者会見において、荒瀬ダム撤去方針を凍結し、年内に総合的に判断する旨の発表を行いました。

その後、新たに試算した撤去及び存続の費用等について、県議会や地元の方々に対し、説明をさせていただきました。また、10 月には、知事部局の職員も入れた庁内プロジェクトチームを立ち上げ、より幅広く課題の検証を行いました。

私自身も、地域住民の方々、及び関係者の方々に直接お会いして、貴重なご意見、ご提言をいただきました。

この問題については、半年間、悩みに悩みましたが、本日、その判断を発表いたします。

まず、平成 14 年に決定されたダム撤去についての私の考えを申し上げます。

荒瀬ダムについては、地元住民をはじめとする多くの方々から撤去の要望もあり、電力自由化の流れの中で企業局としても将来にわたる経営の見通しが立たないことから、ダム撤去の方針が決定されました。

その時点では、60億円を見込んでいた撤去費用は、内部留保など電気事業会計で賄っていけるとしていました。

しかし、今年4月に、企業局から示された再試算では、約72億円に増加しておりました。庁内プロジェクトチームの検証では、護岸工事の安全対策や、ダム撤去後の浸水対策がさらに必要であることから、総事業費は約92億円に増大する見込みです。

また、代替橋や井戸枯れ、消防利水の対応についても切実な問題として地元から要望されております。県としては、単にダムを撤去すれば済むということではなく、撤去後の道路・河岸の安全の確保や、地域住民の方々の生活基盤の整備を視野に入れて考える必要があります。

また、ダム撤去の声が大きく取り上げられている一方で、利水や交通の便から荒瀬ダム存続を要望する声もあります。

平成14年当時は、内部留保資金の大部分をダムの撤去に使っても残りの7発電所を維持できる見込みでした。しかし、その前提は変わってしまいました。撤去すれば、内部留保資金を使い切ってしまう、一般会計からの資金投入なしでは、残りの発電所を維持していくことはできません。

今の熊本県には、電気事業の存続のために資金投入する余裕はありません。本県は今、貯金ともいふべき基金がわずか53億円で、このままでは、平成22年度には財政再生団体に陥りかねない未曾有の財政危機にあります。

財政再建のため、県民生活に直結する公共事業や様々な補助金等の大幅な抑制を行うとともに、県民の財産である多数の県有資産の売却や県職員の給与カットにより急場をしのがなければならない状況です。

また、現在の世界同時不況は100年に一度の恐慌とも言われており、長期化する可能性が大であります。現に、今年度の県の税収はすでに60億円不足する見込みです。

危機的な県財政、そして国内外の経済状況を考えると、一般会計からの巨額の資金投入を必要とする荒瀬ダム撤去は、現段階では不可能であると判断いたしました。

熊本県を将来にわたって財政再生団体にしないという選択は知事として当然の責務であり、県民の民意でもあると考えております。

次に、撤去が財政に与える負担が大きければ、ダムのゲートを開放してそのまま放置しておけばよいのではないかとのご提案をいただきました。当初は正直とても魅力的な案だと思っておりました。

しかし、水利権を更新しないまま、ダムそのものを発電のために利用せずに残すことは、工作物を不法に河川に放置することとなり、法を遵守すべき県としてはこれを行うことはできません。

さらに、仮に2年間開門調査を行った場合、調査のため、発電できない期間の減収分が約14億円に上り、調査費や維持修繕費などと合わせると電気事業会計への負担が約27億円にもなります。これに加え、維持するための人件費もかかります。

したがって、調査を実施した後、仮に撤去するという判断になったとした場合、経営的には現

状より厳しくなっており、撤去の実現は更に困難になります。また、逆に継続となった場合も、一般会計への寄与は期待できなくなります。

開門調査は、費用がかからない安上がりの方法ではないどころか、判断を先延ばしすることでさらに状況が悪くなる方法であり、選択することはできません。

これまで述べてきましたとおり、深刻な財政危機にある本県の現状では、撤去や開門調査を選択することは難しいと考えます。

私は、県政を預かる最高責任者として、現状においては、荒瀬ダムを存続させることが最も妥当な選択であると判断しました。

電力自由化の流れの中で不安視されていた九州電力との契約では、総括原価方式での基本契約締結の見通しがつき、その結果、存続のための費用の大部分は回収できます。

地球温暖化の中、水力発電の意義も再評価されつつあるなど、経営環境は好転しています。

さらに、企業局の内部留保のうち、発電で生み出した利益は、球磨川流域から八代海に至る地域の環境対策や、水産業振興策として地元還元できるとともに、財政危機の県にとって救いとなるものです。

ダムを存続するといっても、従来のように発電のみを重視するのではなく、浸水被害や水質汚濁等の問題について、住民の皆様方のご意見やご要望を丁寧にお聞きし、真摯に、かつ最優先に取り組むことを知事としてお約束します。

荒瀬ダムが流域の環境等に対して負荷を与えていることは否めません。ただ、荒瀬ダムの影響について実証できるデータは十分ではなく、具体的に何をどうすれば環境改善につながるのかについては明確な答えを持ち合わせておりません。今後、発電を継続しながら1年のうちの一定期間、開門して放流し、それと併せて、長期的にデータを収集してまいります。

さらに、水産業の振興については、企業局のみならず関係部局との連携により、球磨川でのアユの放流、八代海の漁場の再生や放流事業等をこれまで以上に強化するなど、実効性のある政策を推進してまいります。本県の漁業振興策が不十分であるとお声も多くいただいているところですので、この点についても真剣に取り組む所存です。

今回の私の判断と、9月の川辺川ダム問題に関する判断は矛盾しているのではないかと感じてもらえる方々も多くいらっしゃると思います。

私も、地元の方々のお気持ちと同じく、球磨川は地域の宝であり、熊本県の宝でもあるという気持ちにいささかの揺らぎもありません。

私は、ダムというものは、作らないで済むものなら作らない方がよい、地域が望まないのであれば作る必要はない、と思っています。

これに対し、すでに造ってしまったダムについては、確かにそれを撤去することが、川を昔の姿に近づけることにつながるでしょう。しかし、そこから得られる利益を、地域の環境向上や水産業再生に重点的に投入するなどにより、ダムがあっても地域の生活や環境に迷惑をかけず折り合っているよう、ぎりぎりの可能性を追求する努力もしていくべきだと考えています。

これは、地域の宝である球磨川を再生する答えとして最善ではないかもしれませんが、しかし、多くのダムを抱えたわが国にとって、現にあるダムをすべて撤去するというのではなく、与えられた状況の中で、生活環境への悪影響や環境への負荷をいかに最小化していくかについて、現実的かつ真剣に考え、対応していくことも非常に重要だと思います。

成熟し、縮小していく社会で我々が生きていくためには、先人が遺した資産とどう向き合っていくかを考えることが避けて通れない道だと思います。

いずれ、日本の高度成長を支えてきたダムや橋、トンネルなど多くの巨大建造物は、今後、間違いなく寿命が尽きる時を迎えます。そのときには、解体・撤去にかかる巨額の費用をどう負担していくのかが大きな社会問題になるものと思います。

これまで、国は公共事業で造ることには熱心に補助金を注ぎ込んできましたが、その後どうするのかについては何の仕組みも整えておりません。これは今後国家として取り組むべき課題であることを問題提起していきたいと思います。

球磨川を守る、あるいは球磨川を再生させる、という県民共通の命題についても、ダムを撤去しなければなしえないと考えるのではなく、現時点で実施可能なあらゆる選択肢を考え、実行することが必要だと思います。たとえば、生活雑排水や農業排水の改善など、具体的な取り組みを進めていかねばなりません。

私も、球磨川再生のため、できうる限りの方策を行っていくことをお誓い申し上げます。

オバマ次期アメリカ大統領は次のように述べています。「理想主義と現実主義のバランスが取れていて、妥協できること、できないことを見極め、相手に理がある時はそれを受け入れる、そのような成熟した政治を人々は待ち望んでいる」。このような気持ちで今回の判断をしました。

今回の決断で最も悩んだのは、長年にわたり、荒瀬ダムの影響で深刻な浸水被害に何度も見舞われた地元住民の方々の苦しみです。

立ち止まって考えたこの期間に、荒瀬ダムがこれまで続けてきた電気事業は、地元の方々の痛みの上に成り立っていたことを、私のみならず、多くの県民が知るところとなりました。

増水時には眠れぬ不安な日々を何十年と送ってこられ、またダム湖の汚濁や悪臭に悩まされてこられました。ダム管理者として、長年周辺住民の方々と共存しようとする努力に欠けていたことについて、心からお詫びしたいと思います。

私は、荒瀬ダムの発電事業を未来永劫続けることが、最善の選択肢だとは考えておりません。現段階でいつとは言えませんが、撤去可能となる条件<sup>※平成20年12月9日答弁参照</sup>さえ整えば、撤去すべきであると考えております。

それまでの間、荒瀬ダムが地域と共生していけるよう、必死の覚悟で取り組んで参る所存です。荒瀬ダムに、もう一度そのチャンスを与えてください。

私の今回の判断に対し様々なご意見があることは承知しております。県議会の皆様には、12月議会において、私の判断をもとに徹底的な議論を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

## 2) 平成20年12月9日 蒲島県知事県議会定例会答弁

私は、荒瀬ダムの発電事業を未来永劫続けることが最善の選択肢だとは考えていません。現段階ではいつとは言えませんが、撤去可能な条件が整えば、いずれ撤去すべきであると考えております。

私の考えている撤去可能な条件は4つあります。

第 1 点は、撤去のための資金が確保されることです。第 2 点は、道路や河川護岸の安全性の確保などの撤去による危険性の除去、第 3 点目は、地域交通や農業用水の確保などの撤去により失われる利便性の補てん、第 4 点目は、環境などへの負の影響が少なくなるなどの撤去工事の技術の確立です。こうした条件が整えられるよう努力してまいりたいと考えています。

#### (4) 平成 21 年度のダム撤去の判断

平成 22 年 2 月 3 日 蒲島県知事記者会見

荒瀬ダムの今後の対応について説明させていただきます。

ご承知のように、私は知事就任直後の、平成 20 年 6 月、荒瀬ダム撤去方針を一旦凍結し、総合的に判断するための検討に入りました。そして同年 11 月、庁内プロジェクトチームによる検証を行い、深刻な財政危機にある本県の現状においては、荒瀬ダムを存続させることが最適の選択であると判断いたしました。

その判断で私が最も悩んだのは、長年にわたり、荒瀬ダムの影響で苦しんでこられた地元坂本町の方々のごことです。ダム存廃について再考したこの期間に、荒瀬ダムの電気事業は、地元の方々の痛みの上に成り立っていたことを、私も、また多くの県民も知るところとなりました。

ゆえに、存続の判断と同時に、荒瀬ダムの発電事業を未来永劫続けることが、最善の選択肢ではなく、撤去可能となる条件が整えば、撤去すべきであること、ただ、その条件が整うまで存続し、地域と共生するダムを目指すとの表明を行いました。そして、地元要望を踏まえつつ「荒瀬ダム対策アクションプラン」を取りまとめ、環境に配慮し地元と共生するダムとして運用することについて、地元にご説明しご理解いただくべく準備を進めて参りました。

しかし、荒瀬ダムを取り巻く環境は、昨年 9 月の政権交代によって一変しました。政権交代前、当時の民主党の菅直人代表代行は、荒瀬ダムを視察された際に、荒瀬ダムの撤去に関し、国の財政支援の必要性について言及されました。連立を組んでおられる福島みずほ社民党党首も然りです。そして、その後の総選挙で、民主党を中心とする政権交代が行われました。さらに、八代市では荒瀬ダム撤去を公約に掲げた福島新市長が誕生しました。地元や関係者の皆様方の撤去への期待感が一気に高まったことは当然のことです。

民主党が政権をとれば国が財政支援をし、荒瀬ダムを撤去できるという期待感。民主党は、それを信じて投票した人々に、まず応えるべきではないかと思っています。同時に知事としての私も、民主党政権が選挙前に約束したことを実行すれば、地元住民が望んでおられる撤去のための条件が整うと考え、政府、与党民主党に対して、撤去に関する財政的、技術的支援を求める要望を積極的に行ってきました。その要望の中で、水利権の更新が間近に控えていることもあるので、平成 21 年末までに回答してほしいと繰り返しお願いしてきました。

そして、本年 1 月 14 日によく前原国土交通大臣との面会にこぎつけました。その席での大臣の回答は、(1)現在の水利権は 3 月 31 日をもって失効する、これから水利権の申請を行っても許可は 3 月末までには間に合わないこと。(2)また、荒瀬ダム撤去費用について国が直接支援することは難しい、来年度予算に計上する「社会資本整備総合交付金」を撤去費用に活用してはどうか。(3)そして、現在、全国の老朽化した河川工作物への補助を検討しているので、今年の夏ごろまでに方針をまとめたい、というお答えでした。私はこの夏までに国がまとめる方針につ

いては、撤去への制度的な支援になるのではないかと期待しましたが、大臣は翌日の記者会見で、荒瀬ダムは対象外となる、と発言されました。

私にとって、こうした大臣の発言は全く予想していませんでした。そもそも、水利権更新のための申請をぎりぎりの時期まで待っていたのは、民主党が昨年の総選挙の前に約束していた撤去のためのスキームを作るという言葉信じてきたからです。その発端は選挙前の菅副総理の「県営であっても、自然回復事業なら国として費用の一部を負担することを検討すべきだ」という発言でした。さらに、前原大臣による老朽化した工作物の取り扱いの検討表明であります。それを今になって、水利権は3月末で失効する、さらに、荒瀬ダムは今検討している枠組みの対象外であるというのは、到底納得がいきません。

そもそも、国が老朽化した工作物の取り扱いを検討し始めたのは、われわれの荒瀬ダム撤去についての補助の要請からです。早く更新手続きをしなかったのは甘すぎではないかと批判されました。しかし、私の政治学は「信頼と誠意の政治学」であり、一方で撤去のための補助を求めながら、もう一方で更新手続きを始めるような「両天秤の政治学」ではありません。

大臣からの回答を受けて、私は荒瀬ダムについてどう判断すればよいのか、悩み続けてきました。国の「現行水利権は3月末で失効し、新たに別の水利権の申請が必要」という考え方は、県のこれまでの考え方とは異なるものでした。したがって、県としては20年の水利権申請を行い、訴訟してでも経営存続を目指すべきという意見も強くありました。先に行った存続という判断を貫くという選択肢は、当然ありえます。

しかし、水利権取得を目指したとしても、認定までに多くの時間がかかることは確実であります。また、国と訴訟で争うことなどが予想され、発電できない期間がさらに長期化します。そうなれば、結果として存続できたとしても当初の収益計画が成り立たなくなります。また、訴訟の結果、水利権が最終的に不許可になるリスクもあります。つまり、水利権の存続そのものが不透明となり、同時にそれによってダム存続と判断した前提条件も崩れてしまいました。さらに、荒瀬ダム問題をめぐり、国と訴訟合戦を行うことにより、県政の混乱が長期化することは目に見えております。

私は、県政を預かる者として、しっかりと将来を見通した上で、熊本県民が最も幸福になる選択をしなければならないと考えております。川辺川ダム問題、水俣病問題の例をあげるまでもなく、問題が長期化すること自体が、熊本県民の一体感を失わせ、発展を阻害します。私は、現時点ではもはや存続を目指すこと自体が、長い目で見ると適切な選択ではないと思うに至りました。そして何よりも、荒瀬ダム問題については、私の任期中にしっかりと解決の道筋をつけるべきだと思いました。

以上の理由により、私は、荒瀬ダムは撤去すべきであると判断しました。

前知事が表明した撤去方針を、私が知事就任直後に凍結、そして存続へと転換し、さらにその後政権交代という大きな状況の変化があったとはいえ、今回再び撤去に向けて舵を切るようになりました。この間、県民の皆様に対しご心配をおかけしたことについては素直に謝りたいと思っております。

しかし、撤去へ舵を切ったらすぐに実現できるほど、問題は簡単ではありません。当然、撤去までには様々なハードルを乗り越えていかなければいけません。今後、撤去の第一段階として河川管理者である国との協議を行い、撤去計画の策定、撤去に向けた準備を行い、その期間が2



年間必要だと思えます。今後 2 年間でそれらの準備を完了し、平成 24 年度から本体撤去工事に着手する予定です。ただ、撤去に着手するまでに、次の 4 つのことに取り組まなければなりません。

第 1 に、撤去費用の確保です。それに向けて最大限努力するとともに、そのことについて県民のご理解をいただけるよう努めなければなりません。まず、第一に国に対して、今年の夏までに取りまとめられる老朽化した工作物の取扱方針の中に、役割を終えた工作物として荒瀬ダムも対象に加えること、第二に社会資本整備総合交付金について、対象事業の追加・拡充を行うとともに、荒瀬ダムの撤去について十分な配慮を行うこと、第三に特別交付税の増額を強く働きかけて参ります。民主党におかれましては、選挙前からさまざまな場面で主張してきた国による支援を実現し、住民との約束を果たしていただきたいと思っております。同時に、県は発電機の主な設備更新を行わず発電を 2 年間継続し、一方で維持管理費用を抑制することにより、少しでも撤去費用の確保を図り、県民への負担が極力生じないようにしたいと思います。

第 2 に、ダム撤去に伴う安全面へのしっかりとした対応を行います。わが国にとって初めてとなるダム撤去の安全面への影響については、不明な点が多く、大きなリスクをはらんでいることについては、県民の皆様のご理解をいただきたいと思えます。道路や河川護岸の安全性の確保について、当然県も懸命に取り組みますが、国に対し、河川管理者として主体的に取り組むよう協力を求め、連携して取り組んでいきたいと思えます。

第 3 に、代替橋や農業用水の確保など地域の要望については、八代市や、地元に対し主体的に解決を図るよう求めます。この点については、それぞれの利害が対立し、收拾がつかなくなることはないよう、すべての当事者に撤去実現という目標が達成できるようご協力いただきたいと思えます。

第 4 に、ダム撤去による環境への負の影響を少なくするため、専門技術的な観点から国の支援を求めます。ダム撤去はわが国初のケースとなります。安全面だけでなく、環境面についてしっかりとしたデータを取って撤去技術を確立し、今後国が整備する老朽化した河川工作物を撤去する制度に生かしていけるようにしたいと思います。この点については国と連携して研究チームを編成し、取り組んでいきたいと考えています。

次に水利権についてです。今述べた 4 つの整備のための準備、また撤去資金の確保を図り、県民への負担を極力生じさせないという観点から、藤本発電所の発電を平成 24 年 3 月 31 日まで継続できるよう、現行水利権の許可期間を 2 年間延長する申請を行うこととし、速やかに許可が得られるよう国に対し働きかけます。県民に過度な負担を負わず、撤去を確実にを行うためには、費用の確保が何としてでも必要です。1 円でも多くの撤去費用を確保するために、八代市や球磨川漁協に対しては、撤去までの 2 年間の水利権延長について、ぜひともご理解をいただきたいと存じております。

最後に、荒瀬ダム撤去にあたって、私は県民の皆様方に、荒瀬ダムとは一体何であったかということをご今一度考え、記憶の中に留めていただきたいと思っております。

荒瀬ダムは、戦後間もないわが国の復興の時期に、技術の粋を結集して建設されたものです。建設期間中 12 名の尊い命が失われるなど、工事も困難を極めました。そして、建設後、県内の電力需要に着実に応えてきました。操業を続ける中で、住民の皆様方に環境面でご迷惑をおかけ

し、それに対する企業局の対応も必ずしも十分でなかったことは確かです。この点については大変残念でありますし、企業局の経営者として申し訳なく思っております。

しかし、荒瀬ダム自体は立派にその役割を果たしてきました。我々はこの荒瀬ダムからどういう教訓を学んだのか、そしてこれからそれをどう生かしていくのか。撤去を行うまでの過程をきちんとデータで残して今後の役に立てることも大切だと思います。それらを皆で共有した上で、撤去の日までの最後の働きとして、2年間発電をさせていただき、荒瀬ダム退役の準備をさせていただきたいと思っております。

私は、先月、国から、水利権は3月末で失効する、荒瀬ダムは補助の対象にしないと、突き放されたときに、正直絶望の淵にありました。進むも困難、また、退くも困難となった現実はどう対処すべきか、随分と悩みました。そこで、私が行きついたのは私が大変尊敬する政治学者の丸山真男の言葉です。丸山は、現実というものを「可能性の束」と表現しています。その可能性の束のうちいくつかは、未来につながるものが必ずある。その認識なしに現実はこうだからとあきらめてはいけない、そのようなことを述べています。そして、私その可能性の束から見出したのは、国、県、地元、関係者の力を総結集してダム撤去という難題にあたるということです。

荒瀬ダム退役のためには、国や県、県議会、八代市のみならず、地元住民や漁業及び農業関係者、九州電力、専門家などの幅広い協力を得ることが必要です。撤去に向けて今後もさまざまな困難はあろうと思えます。しかし、県民、関係者が一丸となり、この目標に向けて力強い一歩を踏み出すよう心からお願い申し上げます。

表 1.2.1 荒瀬ダム撤去への主な動き

年 月	内 容
昭和 29 年 12 月	藤本発電所竣工・発電事業開始
昭和 30 年 3 月	荒瀬ダム竣工
平成 14 年 9 月	坂本村議会が、「荒瀬ダムの継続に反対を求める請願書」を全会一致で採択。
平成 14 年 9 月	坂本村議会が、国土交通大臣、潮谷県知事に対する「荒瀬ダムの継続に対する意見書」を賛成多数で可決。
平成 14 年 9 月	坂本村議会が潮谷県知事に対し住民の総意として「荒瀬ダム継続に対する意見書」を提出。
平成 14 年 12 月	自民党県議団が潮谷県知事に対し、県営荒瀬ダムの撤去を求める提言を行う。
平成 14 年 12 月	潮谷県知事が荒瀬ダム水利権を 7 年間更新し、発電事業を継続した後、直ちに撤去に入ると県議会において表明。
平成 14 年 12 月	熊本県が「地元説明会（7 年間の水利権更新とダム撤去決定に至る経緯）」を開催。
平成 15 年 1 月	国土交通省に対し熊本県より水利権更新申請。
平成 15 年 3 月	国土交通省から熊本県に水利権を 7 年間許可。
平成 15 年 6 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム対策検討委員会」（平成 20 年 3 月までに全 9 回）及びその部会として「ダム撤去工法専門部会」（平成 20 年 2 月までに全 12 回）を設置し、治水や河川環境に配慮した荒瀬ダム撤去計画の検討を開始。
平成 18 年 3 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム撤去方針」を策定。
平成 20 年 6 月	蒲島県知事が荒瀬ダム(藤本発電所)を撤去する方針を撤回し、発電事業を継続する方向で再検討すると発表。(撤去凍結)
平成 20 年 8 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダムに係る説明会)」を開催(同年 11 月までに全 3 回)。
平成 20 年 10 月	荒瀬ダム庁内プロジェクトチーム(P T)を設置。11 月に報告。
平成 20 年 11 月	蒲島県知事が、荒瀬ダム撤去方針を撤回し、発電事業継続を発表。
平成 21 年 1 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム存続の判断に係る説明会)」を開催。
平成 22 年 1 月	国土交通大臣が、「現行水利権は平成 22 年 3 月末で失効し、発電を存続させるためには新たに水利権の申請が必要」という考えを表明。
平成 22 年 2 月	蒲島県知事が荒瀬ダム(藤本発電所)の撤去を表明。ただし、撤去準備に必要な 2 年間の水利権延長を併せて表明。
平成 22 年 2 月	熊本県企業局は、知事の表明を受け、国土交通省に荒瀬ダム(藤本発電所)の 2 年間水利権等を許可申請。
平成 22 年 3 月	熊本県企業局は、藤本発電所の発電継続を断念。国土交通省に荒瀬ダム(藤本発電所)の水利権等の許可申請を取り下げ。
平成 22 年 3 月	荒瀬ダム水利権失効、ダムゲートを開放し藤本発電所の発電を停止。
平成 22 年 4 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」(平成 22 年 7 月までに全 3 回)を設置し、これまでの検討結果の確認・検証を開始。
平成 22 年 6 月	熊本県企業局が、撤去工事の実現に向けて国と県が協力していくための「荒瀬ダム撤去に関する国と熊本県の検討会議」(平成 23 年 11 月までに全 4 回)。
平成 22 年 6 月	熊本県企業局が、地域の課題解決に向け取り組むための「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」(平成 29 年 11 月までに全 14 回)を設置。
平成 22 年 12 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム撤去計画(案)」を策定。
平成 23 年 1 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム撤去計画(案)に係る説明会)」を開催。
平成 23 年 5 月	熊本県企業局が、工事期間中及びその前後にわたって行う環境モニタリング調査結果を評価・検証実施する「荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会」(令和元年 11 月までに全 14 回)を設置。
平成 23 年 9 月	国土交通省に対し熊本県より荒瀬ダム除却等許可申請。
平成 23 年 12 月	国土交通省から熊本県に荒瀬ダム除却等を許可。
平成 24 年 1 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム除却許可に伴う説明会)」を開催。
平成 24 年 7 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム本体撤去に伴う説明会)」を開催(平成 29 年 10 月までに全 7 回)。
平成 24 年 9 月	荒瀬ダム撤去現地工事着手